

62年度予算決まる

議会だより

— 第1回定例会 —

切な時期であり、村としては全員保育を目指しているところ。新年度においては三歳以上児は、ほぼ全員の方から申込みをいただきました。

昭和62年度

施政方針



月潟村長
金子 由征

医学に重点を置き推進してまいります。農業関係については益々厳しさを増す農業情勢、新年度より始まる水田農業確

めて厳しい状況下に置かれています。中小企業の発展と商店街の活性化を図るため、制度資金等の活用、若手後継者の育成、鎌産地としての技術の向上及び販路の開拓、地域特産品の開発調査に取り組みをいたします。

更に、工業再配置促進費補助事業として村道四十八号線沿えの排水路整備を実施することにより、土木関係について

道路等環境整備を柱に、上曲通地内の村道六号線沿いの道路側溝整備、月潟タクシー前から小学校前までの消費パイプの敷設、西置場地内の道路改良と舗装工事、釣寄地内の路肩改良工事等を進めます。又、農村総合整備モデル事業では、上曲通地内、木滑地内の集落道整備と下曲通地内に防火水槽の建設を予定しております。

教育関係については、小学校新一年生入学児童数が六十一年度比九名減少し、四十五名となり、学級減が心配されましたが、新年度より新一年生に限り四十人学級となり、小・中学校とも現状維持ができました。

学校施設整備については、両校とも木造校舎が主で、建築年代も古く、内壁、天井等の汚れが著しいため、塗装の塗り替え等で環境の整備を図ることとしております。

一方、厳しい財源の中、将来予想される学校移転新築に要する基金の増加を図り建築に役立てたいと思っております。尚、学校建築については今後具体的に検討していただく委員会を設置したいと考えております。

その他としては、住民の方々の交通事故に対する認識の深さにより、五月七日には、死亡事故死ゼロ二千日達成されます。交通安全対策協議会委員を始め、行政と一体となった普及活動を進め、この記録が更に伸びるよう施策を講じてまいります。

火災予防については、予防消防の積極的な推進を図ることとは勿論、小型動力ポンプの更新、消火栓、防火水槽の建設により、消防施設の充実を図ってゆく所存であります。これらを新年度の重点施策として推進してまいる所存であります。よろしく御指導と御協力をお願い申し上げます。

未満児については、保育料や送迎の問題等から申込みが少なく現状となっております。充実した保育園づくりと併せ、今後検討しなければ、思っております。

又、住民の健康保持増進については、老人保健法の改正により、眼底検査と心電図検査が四十歳以上の方に加わり基本健康診査となりました。受診率の向上を期待するものであります。その他、人間ドックの助成、健康教育、健康相談等キメ細かな施策で予防

立対策、稲作、転作を通じた生産性の高い水田農業の確立に向け積極的に諸施策を講じ目標達成に努力いたす所存であります。

農用地の有効利用及び流動化の促進による中核農家の経営規模の拡大や青年農業士の育成、又、良質米の安定多収と生産費低減施策、果樹園芸生産の拡大と安定出荷を促進し、複合営農の確立を推進いたします。

商工関係については、商工業を取りまく情勢は極

たものです。

(原案可決・全会一致)

昭和六十二年第一回定例会議は、三月九日から十六日までの会期八日間で審議が行われました。

審議された議案は、条例改正の専決処分の承認一件、条例十一件、補正予算五件、昭和六十二年度予算四件、請願二件、陳情一件、議員発議による意見書一件及び規則制定一件の計二十六件で、それぞれ次のとおり決まりました。

なお、今回の定例会は、現議会議員の任期最後の定例会となりました。

(以下審議の概要)

◎報告第一号 専決処分の承認を求める件(月潟村乳児の医療費助成に関する条例の一部改正)

乳児医療費の自己負担額が老人保健法の改正に伴って通院一か月四〇〇円が八〇〇円に、入院一日三〇〇円が四〇〇円に、及び入院の自己負担の限度二か月が廃止されました。

(承認・全会一致)

◎議案第一号 月潟村農村集落多目的共同利用施設設置

及び管理に関する条例の一部改正

農村総合整備モデル事業で工事を進めていました曲通農村集落多目的共同利用施設が三月二十七日完成し、四月一日から利用されますが、これに伴って村の公共施設として新たに加えるものです。

(原案可決・全会一致)

◎議案第二号 月潟村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

村では、災害救助法が適用されるような大きな災害で世帯主が負傷したり家屋が損壊した場合、弔慰金や見舞金、援護資金の貸付けなどを行っていますが、国の法律改正により貸付金の限度額を改正したもので、損壊の程度によって一〇〇万から二五〇万円まで貸付けを受けることができ

(原案可決・全会一致)

◎議案第三号 月潟村立保育園条例の制定

国の法律改正に伴って今ま

での保育園条例を全文改正したもので、入所措置基準など規定を明確にしたものです。

(原案可決・全会一致)

◎議案第四号 月潟村重度心身障害者医療費助成に関する条例の制定

村では、身体に重度の障害を有する方に対し医療費を助成していますが、対象の範囲が広がりに身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Aの方々が助成を受けられるようになり、(医療機関等)ごとに一月八〇〇円、入院一日四〇〇円は自己負担)四月二日以降に申請された方は翌月から助成を受けられます。

(原案可決・全会一致)

◎議案第五号 月潟村国民年金印紙購買基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正

国民年金の納付について三か月納付から一か月納付に改正したことにより印紙購買のための基金が少なくて済むことから、基金額を一、六〇〇万円から九〇〇万円に減額し

◎議案第七号 月潟村老人医療費助成に関する条例の一部改正

老人保健法の改正に伴って各医療費助成制度では医療機関等ごとに一か月八〇〇円、入院一日四〇〇円を自己負担しなければなりません。この条例による医療費助成対象者で生計中心者が老齢福祉年金受給者である場合、入院一日につき三〇〇円の自己負担となります。

(原案可決・全会一致)